

相続申告 報酬料金表

報酬算定式

$$\text{基本報酬 } 300,000 \text{ 円} + \text{遺産基準額} + \text{その他加減算規定}$$

(税抜)

(相続税申告書の作成・代理申告、税理士法第33条の2に規定する書面添付業務を含みます。)

【遺産基準額】

(税抜)

非課税財産を除き、申告特例前の価格		
遺産の財産	1億円以下	遺産の財産 × 0.5%
遺産の財産	1億円超 3億円未満	(遺産の財産 - 1億円) × 0.4% + 500,000 円
遺産の財産	3億円以上	(遺産の財産 - 3億円) × 0.3% + 1,300,000 円

【その他加減算規定】

加算規定	
相続人同士の確執等による資料収集の遅延	納税猶予、延納、物納、期限内未分割等の選択申請
過度の申告書作成短縮等の要望	所得税の準確定申告の作成等
財産評価の複雑性	
減算規定	
評価の簡便性等による想定以下での業務終了	

※※ご確認事項※※

- ・ 申告期限まで3ヶ月以内でのご依頼の場合には、別途割増金が発生します。(報酬総額の20%～50%)
- ・ 資料提供等の著しい遅延等、相互信頼の欠如の状況と類推されるに至ったときは、お互いを尊重し、業務委任の関係を終了いたします。
- ・ 上記報酬額が100万円以上と見込まれる場合、原則として、着手金のお支払いをお願いいたします。

贈与申告 報酬料金表

報酬算定式

$$\text{基本報酬 } 30,000 \text{ 円 (税抜)} + \text{贈与財産基準額} + \text{その他加減算規定}$$

【贈与財産基準額】

(税抜)

非課税財産を除き、申告特例前の価格			
遺産の財産	1千万円以下	贈与財産 × 1%	
遺産の財産	1千万円超 2千万円未満	(贈与財産 - 1千万円) × 0.8% + 100,000 円	
遺産の財産	2千万円以上	(贈与財産 - 2千万円) × 0.7% + 180,000 円	

【その他加減算規定】

加算規定	
資料収集の遅延	納税猶予、延納申請
過度の申告書作成短縮等の要望	個人版事業承継税制の適用
財産の評価の複雑性	
減算規定	
評価の簡便性等による想定以下での業務終了	

※※ご確認事項※※

- ・ 共有土地等の持分贈与の場合、1人増す毎に30,000円（税抜）を加算します。
- ・ 申告期限まで3ヶ月以内でのご依頼の場合には、別途割増金が発生します。（報酬総額の20%～50%）
- ・ 資料提供等の著しい遅延等、相互信頼の欠如の状況と類推されるに至ったときは、お互いを尊重し、業務委任の関係を終了いたします。
- ・ 上記報酬額が100万円以上と見込まれる場合、原則として、着手金のお支払いをお願いいたします。